

福島県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例

1 現在の道路移動等円滑化基準

道路移動等円滑化基準は、特定道路において、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化を促進するために定めたものである。

〈特定道路とは〉

旅客施設、官公庁施設等を相互に結ぶ経路のうち、多くの高齢者や障がい者等が徒歩で移動する区間で、移動等円滑化のために必要な道路である。

福島県では、福島市、会津若松市、いわき市、相馬市、二本松市の5市において、66路線、36.6kmが指定されている。

今回、条例制定の対象となる道路は、主要地方道及び一般県道の8路線6.7kmである。

道路種別	路線数	指定延長	整備延長	整備率
一般国道（指定区間内）	3路線	3.5 km	3.5 km	100.0%
一般国道（指定区間外）	4路線	5.9 km	5.3 km	89.8%
主要地方道	3路線	4.6 km	3.9 km	84.8%
一般県道	5路線	2.1 km	2.1 km	100.0%
市町村道	51路線	20.5 km	14.8 km	72.2%
合計	66路線	36.6 km	29.6 km	80.9%

2 条例で規定する内容

現在の道路移動等円滑化基準は、全ての人々が安全で安心して利用できる道路空間のユニバーサルデザイン化を目指して、道路利用者（高齢者、障がい者等）やパブリックコメントの意見等を踏まえて定めたものである。

県が管理する特定道路において、道路移動等円滑化基準に基づき整備された施設等については、安全性や移動等の円滑化が確保されており、特段支障が生じていないことから、今後、条例で規定する内容については、道路移動等円滑化基準に準拠